

青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市情報公開条例の全部改正および青梅市個人情報保護条例の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例等の一部を改正する条例

(青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第 1 条 青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成 9 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「青梅市情報公開条例（平成 9 年条例第 29 号）」を「青梅市情報公開条例（平成 30 年条例第 号。以下「情報公開条例」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項第 2 号中「個人情報保護条例」を「情報公開条例または個人情報保護条例」に改める。

(青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 2 条 青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 9 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「青梅市情報公開条例（平成 9 年条例第 29 号）」を「青梅市

情報公開条例（平成30年条例第 号）に、「第12条第3項」を「第15条第3項」に、「第24条第3項」を「第27条第3項」に改める。

第6条第1項中「情報公開条例第7条第1項」を「情報公開条例第11条第1項」に、「個人情報保護条例第20条第1項」を「個人情報保護条例第22条第1項」に改める。

（青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例の一部改正）

第3条 青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条・第17条」を「第16条—第17条の2」に改める。

第2条第3号中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改め、同条第5号ただし書中「、磁気テープおよび磁気ディスク」を「および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に改める。

第3条第1項中「第25条の4」を「第32条」に、「第28条第1項」を「第35条第1項」に改める。

第4条第2項中「身体」を「健康、生活」に改め、同条第3項ただし書中「個人情報保護条例第32条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会」を「青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会（青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成9年条例第31号）第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会をいう。）」に改める。

第7条の見出しを「（保有特定個人情報の開示義務）」に改め、同条第1項を次のように改める。

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求にかかる保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれのもと

づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号、次条第2項および第13条の2第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）もしくは個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人識別符号が含まれるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容にかかる部分

(3) 法人等に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、

健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、健康、生活または財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関および国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関または国等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟にかかる事務に関し、市または国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等にかかる事務に関し、当該事務もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、またはこれらの事務の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業または地方独立行政法人にかかる事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 本人の代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該本人の利益に反すると認められるとき。

第8条を次のように改める。

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求にかかる保有特定個人情報に、非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求にかかる保有特定個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第8条の次に次の2条を加える。

(裁量的開示)

第8条の2 実施機関は、開示請求にかかる保有特定個人情報に非開示情報（第7条第1項第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

(保有特定個人情報の存否に関する情報)

第 8 条の 3 開示請求に対し、当該開示請求にかかる保有特定個人情報
が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することと
なるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにし
ないで、当該開示請求を拒否することができる。

第 1 2 条の見出しを「（開示等の請求手続）」に改め、同条第 1 項各
号列記以外の部分中「中止請求」の次に「（以下「開示等請求」という。）」
を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 実施機関は、第 1 項に規定する請求書に形式上の不備があると認め
るときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるこ
とができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の
参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第 1 3 条の見出し中「開示請求等」を「開示等請求」に改め、同条第
1 項に次のただし書を加える。

ただし、前条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当
該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第 1 3 条第 2 項中「不存在である場合」の次に「および第 8 条の 3 の
規定により開示請求を拒否する場合」を加え、「保有特定個人情報の不
存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った過程
を理由の中で明らかにしなければならない。」を削る。

第 1 3 条第 5 項を削り、同条第 4 項中「不開示」を「非開示」に改め、
同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同項の前に次の
1 項を加える。

3 前項の規定による理由の付記は、開示しないこととする根拠規定お
よび当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得
るものでなければならない。この場合において、保有特定個人情報の
不存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った
過程を付記しなければならない。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（第三者保護に関する手続）

第 1 3 条の 2 開示請求にかかる保有特定個人情報に市および開示請
求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれて
いるときは、実施機関は、開示請求に対する決定に先立ち、当該第三

者に対し、開示請求にかかる第三者の情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求にかかる保有特定個人情報の全部を開示する旨または部分開示の決定（以下この条および第17条の2において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求にかかる当該第三者に対する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を開示する場合であって、当該第三者に関する情報が第7条第1項第2号イまたは同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を第8条の2の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後ただちに、当該意見書（第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第14条第1項中「前条第2項の規定による通知書」を「第13条第2項に規定する書面」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 実施機関が保有特定個人情報の開示をするため、第13条第2項に規定する書面により開示する日時および場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた開示をする日時および場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当

な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、次条の規定により開示手数料を徴収する。

第15条を次のように改める。

(開示手数料等)

第15条 実施機関が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより、開示手数料を徴収する。

2 保有特定個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 市長または病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、または免除することができる。

第17条第1項中「開示等の請求」を「開示等請求」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「青梅市情報公開・個人情報保護審査会」の次に「(青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成9年条例第32号)第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護審査会をいう。)」を加え、同項第2号中「審査請求の全部」を「、審査請求の全部」に改め、「こととする場合」の次に「(当該保有特定個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)」を加え、同項に次の3号を加える。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報の削除をすることとする場合

(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報の目的外利用の中止をすることとする場合

第17条第5項中「審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。)」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項および次条第2号において同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求にかかる保有特定個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

第17条の次に次の1条を加える。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第17条の2 第13条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決

(2) 審査請求にかかる開示決定等（開示請求にかかる保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有特定個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第18条第2項中「（平成9年条例第29号）」を「（平成30年条例第 号）」に改め、同条第3項中「第25条の4」を「第32条」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第15条関係）

保有特定個人情報の記録の種類	開示手数料の金額
文書または図画	写し（白黒）1枚につき 10円
	写し（カラー）1枚につき 20円
電磁的記録	印刷物として出力したもの（白黒）1枚につき 10円
	印刷物として出力したもの（カラー）1枚につき 20円

備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として開示手数料の額を算定する。

（青梅市行政不服審査法関係手数料条例の一部改正）

第4条 青梅市行政不服審査法関係手数料条例（平成28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「50円」を「20円」に改める。

(青梅市暴力団排除条例の一部改正)

第5条 青梅市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条の規定により、現にされている保有特定個人情報の開示等請求は、この条例の規定による保有特定個人情報の開示等請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第17条に規定する行政不服審査法の規定による審査請求は、この条例に規定する同法の規定による審査請求とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(費用負担)

5 平成31年3月31日までに行われた開示請求にかかる費用負担については、旧条例第15条の規定を適用する。

青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例等の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

青梅市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）の全部改正および青梅市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正する条例および内容

(1) 青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例

ア 引用する情報公開条例の条例番号を改める。（第 1 条関係）

イ 青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会が調査審議し、答申する事項に「情報公開条例の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項」を追加する。（第 2 条関係）

(2) 青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例

ア 引用する情報公開条例の条例番号を改める。（第 1 条関係）

イ 情報公開条例および個人情報保護条例の引用条項について、条ずれの整理を行う。（第 1 条・第 6 条関係）

(3) 青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例

個人情報保護条例の一部改正に合わせ、次のとおり関係規定の整備を行う。

ア 保有特定個人情報の開示義務の明確化（第 7 条関係）

イ 非開示情報の見直し（第 7 条関係）

ウ 裁量的開示に関する規定の追加（第 8 条の 2 関係）

エ 存否応答拒否に関する規定の追加（第 8 条の 3 関係）

オ 請求書の補正に関する規定の追加（第 12 条関係）

カ 開示等請求に対する決定の特例等の追加（第 13 条関係）

キ 第三者保護に関する手続の整備（第 13 条の 2 関係）

ク 開示に応じない場合のみなし開示の規定の追加（第 14 条関係）

ケ 開示手数料（第 15 条関係、別表関係）

コ 第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続等（第17条の2
関係）

サ その他所要の規定の整備

(4) 青梅市行政不服審査法関係手数料条例

書面または書類の写しの交付に関する手数料のうち、カラーのものを「1枚につき50円」から「1枚につき20円」に改める。（別表関係）

(5) 青梅市暴力団排除条例

個人情報保護条例の引用条項について、号ずれの整理を行う。（第12条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 経過措置

青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例の一部改正に関し、この条例の施行の際、現にされている開示等請求、審査請求その他改正前の条例の規定による処分、手続その他の行為および費用負担に関し、必要な経過措置を置く。

青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成9年条例第31号））

改正後	現行	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>青梅市情報公開条例（平成30年条例第 号。以下「情報公開条例」という。）</u>にもとづく情報公開制度および青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。）にもとづく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）にもとづく特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>情報公開条例または個人情報保護条例</u>の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>青梅市情報公開条例（平成9年条例第29号）</u>にもとづく情報公開制度および青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。）にもとづく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）にもとづく特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>個人情報保護条例</u>の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	

○第2条による改正（青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号））

改正後	現行	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>青梅市情報公開条例（平成30年条例第 号。以下「情報公開条例」という。）</u>第15条第3項、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。）<u>第27条第3項</u>および</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>青梅市情報公開条例（平成9年条例第29号。以下「情報公開条例」という。）</u>第12条第3項、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。）<u>第24条第3項</u>および</p>	

<p>青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（平成27年条例第29号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第17条第3項の規定による諮問に応じて審議するため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第6条 審査会は、必要があると認めるときは、第1条に規定する諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求にかかる公文書等（<u>情報公開条例第11条第1項</u>の決定にかかる公文書、<u>個人情報保護条例第22条第1項</u>の決定にかかる保有個人情報および<u>特定個人情報保護条例第13条第1項</u>の決定にかかる保有特定個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の開示を求めることができない。</p> <p>2および4 略</p>	<p>青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（平成27年条例第29号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第17条第3項の規定による諮問に応じて審議するため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第6条 審査会は、必要があると認めるときは、第1条に規定する諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求にかかる公文書等（<u>情報公開条例第7条第1項</u>の決定にかかる公文書、<u>個人情報保護条例第20条第1項</u>の決定にかかる保有個人情報および<u>特定個人情報保護条例第13条第1項</u>の決定にかかる保有特定個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の開示を求めることができない。</p> <p>2および4 略</p>
--	---

○第3条による改正（青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（平成27年条例第29号））

改正後	現行	備考
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 救済の手続（<u>第16条—第17条の2</u>）</p> <p>第6章 略</p> <p>付則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）および（2） 略</p> <p>（3） 保有個人情報 <u>個人情報保護条例第2条第5号</u>に規定する保有個人情報をいう</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 保有特定個人情報 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 救済の手続（<u>第16条・第17条</u>）</p> <p>第6章 略</p> <p>付則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）および（2） 略</p> <p>（3） 保有個人情報 <u>個人情報保護条例第2条第3号</u>に規定する保有個人情報をいう。</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 保有特定個人情報 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年</p>	

法律第261号) 第3条第2項および第3項に規定する一般職および特別職の職員をいう。以下同じ。) が職務上作成し、または取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)その他これらに類するものに記録されているものに限る。

(6)～(9) 略

第2章 青梅市個人情報保護条例の適用除外等

第3条 特定個人情報に関しては、個人情報保護条例第6条、第9条、第10条、第4章(第12条を除く。)から第7章(第32条を除く。)までおよび第35条第1項の規定は適用せず、次章から第6章までに定めるところによる。

2 略

(目的外利用の制限)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、健康、生活または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、情報提供等記録を除き、目的外利用をすることができる。ただし、当該実施機関が目的外利用をすることによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会(青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成9年条例第31号)第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会をいう。)の意見を聴いて、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求にかかる保有

法律第261号) 第3条第2項および第3項に規定する一般職および特別職の職員をいう。以下同じ。) が職務上作成し、または取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープおよび磁気ディスク

その他これらに類するものに記録されているものに限る。

(6)～(9) 略

第2章 青梅市個人情報保護条例の適用除外等

第3条 特定個人情報に関しては、個人情報保護条例第6条、第9条、第10条、第4章(第12条を除く。)から第7章(第25条の4を除く。)までおよび第28条第1項の規定は適用せず、次章から第6章までに定めるところによる。

2 略

(目的外利用の制限)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、情報提供等記録を除き、目的外利用をすることができる。ただし、当該実施機関が目的外利用をすることによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、個人情報保護条例第32条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会

の意見を聴いて、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(開示しないことができる保有特定個人情報)

第7条 実施機関は、開示請求にかかる保有特定個人情報が次の各号の

特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれにもとづく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号、次条第2項および第13条の2第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）もしくは個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人識別符号が含まれるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容にかかる部分

(3) 法人等に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の

いずれかに該当する場合は、当該保有特定個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令または条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。

(2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する保有特定個人情報であつて、開示しないことに正当な理由があるとき。

(3) 当該保有特定個人情報を開示することにより事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(4) 当該保有特定個人情報を開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(5) 本人の代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該本人の利益に反すると認められるとき。

当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、健康、生活または財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関および国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関または国等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟にかかる事務に関し、市または国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等にかかる事務に関し、当該事務もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、またはこれらの事務の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業または地方独立行政法人にかかる事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 本人の代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該本人の利益に反すると認められるとき。

2 略

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求にかかる保有特定個人情報に、非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求にかかる保有特定個人情報に前条第1項第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第8条の2 実施機関は、開示請求にかかる保有特定個人情報に非開示情報(第7条第1項第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

(保有特定個人情報の存否に関する情報)

第8条の3 開示請求に対し、当該開示請求にかかる保有特定個人情報

2 略

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求にかかる保有特定個人情報に、前条第1項各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有特定個人情報とそれ以外の保有特定個人情報とがある場合において、開示しないことができる保有特定個人情報とそれ以外の保有特定個人情報を分離することができ、かつ、分離することにより開示請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、開示しないことができる部分を除いて、保有特定個人情報を開示するものとする。

が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示等の請求手続)

第12条 第6条の規定による開示請求、第9条の規定による訂正請求、第10条の規定による削除請求または前条の規定による中止請求（以下「開示等請求」という。）をしようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 および 3 略

4 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示等請求に対する決定)

第13条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書が到達したときは、到達した日の翌日から起算して開示請求の場合は14日以内に、訂正請求、削除請求および中止請求の場合は30日以内に、当該請求を認めるかどうかの決定をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示請求にかかる保有特定個人情報の一部を除いて開示する旨（以下「部分開示」という。）の決定または開示請求を認めない決定（請求にかかる保有特定個人情報不存在である場合および第8条の3の規定により開示請求を拒否する場合を含む。）をしたときは、その理由を付記しなければならない。

3 前項の規定による理由の付記は、開示しないこととする根拠規定および当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得

(開示請求等の手続)

第12条 第6条の規定による開示請求、第9条の規定による訂正請求、第10条の規定による削除請求または前条の規定による中止請求_____をしようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 および 3 略

(開示請求等に対する決定)

第13条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書が到達したときは、到達した日の翌日から起算して開示請求の場合は14日以内に、訂正請求、削除請求および中止請求の場合は30日以内に、当該請求を認めるかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する決定をしたときは、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示請求にかかる保有特定個人情報の一部を除いて開示する旨（以下「部分開示」という。）の決定または開示請求を認めない決定（請求にかかる保有特定個人情報不存在である場合_____を含む。）をしたときは、その理由を付記しなければならない。保有特定個人情報の不存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った過程を理由の中で明らかにしなければならない。

るものでなければならない。この場合において、保有特定個人情報の不
存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った
過程を付記しなければならない。

4 略

5 実施機関は、第1項の場合において、非開示または部分開示とする
決定をした保有特定個人情報につき、期間の経過によりその全部また
は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日
を第2項の規定による通知書に付記しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第13条の2 開示請求にかかる保有特定個人情報に市および開示請求者
以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている
ときは、実施機関は、開示請求に対する決定に先立ち、当該第三者に
対し、開示請求にかかる第三者の情報の内容その他実施機関が定める
事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求にか
かる保有特定個人情報の全部を開示する旨または部分開示の決定(以
下この条および第17条の2において「開示決定」という。)に先立ち、
当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求にかかる当
該第三者に対する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面によ
り通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。ただし、
当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を開示す
る場合であつて、当該第三者に関する情報が第7条第1項第2号イ
または同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められる
とき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を第8条
の2の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた
第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見
書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と

3 略

4 実施機関は、第1項の場合において、不開示または部分開示とする
決定をした保有特定個人情報につき、期間の経過によりその全部また
は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日
を第2項の規定による通知書に付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により決定する場合において、当該決定
にかかる保有特定個人情報に実施機関以外のものに関する情報が含ま
れているときには、必要に応じてこれらのものの意見を聴くことがで
きる。

開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後ただちに、当該意見書（第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示等の実施)

第14条 保有特定個人情報の開示は、実施機関が第13条第2項に規定する書面により指定する日時および場所において行う。この場合において、請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求にかかる保有特定個人情報の本人またはその代理人であることを証明するために必要な書類で市規則で定めるものを提出し、または提示しなければならない。

2 および 3 略

4 実施機関が保有特定個人情報の開示をするため、第13条第2項に規定する書面により開示する日時および場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の間を置いた開示をする日時および場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、次条の規定により開示手数料を徴収する。

5 実施機関は、第13条第1項の規定により、訂正、削除または利用の中止をすることと決定したときは、遅滞なく当該保有特定個人情報を訂正し、削除し、または利用を中止しなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を請求者および当該保有特定個人情報の利用をしているものに対し、書面により通知しなければならない。

6 略

(開示手数料等)

第15条 実施機関が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより、開示手数料を徴収する。

2 保有特定個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示等の実施)

第14条 保有特定個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知書により指定する日時および場所において行う。この場合において、請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求にかかる保有特定個人情報の本人またはその代理人であることを証明するために必要な書類で市規則で定めるものを提出し、または提示しなければならない。

2 および 3 略

4 実施機関は、前条第1項の規定により、訂正、削除または利用の中止をすることと決定したときは、遅滞なく当該保有特定個人情報を訂正し、削除し、または利用を中止しなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を請求者および当該保有特定個人情報の利用をしているものに対し、書面により通知しなければならない。

5 略

(費用負担)

第15条 この条例の規定にもとづく保有特定個人情報の開示、訂正、削除または中止に要する費用は、無料とする。

2 前条第2項の規定により、保有特定個人情報の写しの交付を受ける請求者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

3 市長または病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、または免除することができる。

(審査請求)

第17条 第13条第1項に規定する決定に不服がある者または開示等請求 __にかかる不作為について不服がある請求者は、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定にもとづき、審査請求をすることができる。

2 略

3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく青梅市情報公開・個人情報保護審査会（青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第1条に規定する青梅市情報公開・個人情報保護審査会をいう。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有特定個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報の削除をすることとする場合

(5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報の目的外利用の中止をすることとする場合

4 略

5 第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者 _____ に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項および次条第2号において同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求にかかる保有特定個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人または参加人である場合を除く。）

ならない。

(審査請求)

第17条 第13条第1項に規定する決定に不服がある者または開示等の請求にかかる不作為について不服がある請求者は、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定にもとづき、審査請求をすることができる。

2 略

3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく青梅市情報公開・個人情報保護審査会 _____

_____に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報の全部を開示することとする場合

4 略

5 第3項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第17条の2 第13条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、または棄却する裁決
- (2) 審査請求にかかる開示決定等（開示請求にかかる保有特定個人情報¹の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求にかかる保有特定個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有特定個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(他の法令等との調整)

第18条 保有特定個人情報については、他の法令等に保有特定個人情報の開示に関し規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

- 2 保有特定個人情報にかかる開示請求については、この条例によるものとし、青梅市情報公開条例（平成30年条例第 号）の規定は、適用しない。
- 3 特定個人情報の取扱いに関する規定に違反した者に対する罰則（個人情報保護条例第32条を除く。）の適用については、法の定めるところによる。

別表（第15条関係）

保有特定個人情報の記録の種類	開示手数料の金額
文書または図画	写し（白黒）1枚につき 10円
	写し（カラー）1枚につき 20円
電磁的記録	印刷物として出力したもの（白黒）1枚につき 10円
	印刷物として出力したもの（カラー）1枚につき 20円

備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として開示手数料の額を算定する。

(他の法令等との調整)

第18条 保有特定個人情報については、他の法令等に保有特定個人情報の開示に関し規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

- 2 保有特定個人情報にかかる開示請求については、この条例によるものとし、青梅市情報公開条例（平成9年条例第29号）の規定は、適用しない。
- 3 特定個人情報の取扱いに関する規定に違反した者に対する罰則（個人情報保護条例第25条の4を除く。）の適用については、法の定めるところによる。

○第4条による改正（青梅市行政不服審査法関係手数料条例（平成28年条例第22号））

改正後		現行		備考
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
種類	金額	種類	金額	
書面または書類の写し（白黒）	1枚につき 10円	書面または書類の写し（白黒）	1枚につき 10円	
書面または書類の写し（カラー）	1枚につき <u>20円</u>	書面または書類の写し（カラー）	1枚につき <u>50円</u>	
電磁的記録に記録された事項を用紙に出力した書面（白黒）	1枚につき 10円	電磁的記録に記録された事項を用紙に出力した書面（白黒）	1枚につき 10円	
電磁的記録に記録された事項を用紙に出力した書面（カラー）	1枚につき <u>20円</u>	電磁的記録に記録された事項を用紙に出力した書面（カラー）	1枚につき <u>50円</u>	
備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。		備考 両面に複写され、または出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。		

○第5条による改正（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号））

改正後	現行	備考
<p>（個人情報の収集および提供）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 実施機関は、この条例にもとづく暴力団排除活動のために必要があると認めるときは、保有個人情報（青梅市個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。）のうち必要と認めるものを警察等に提供することができる。</p>	<p>（個人情報の収集および提供）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 実施機関は、この条例にもとづく暴力団排除活動のために必要があると認めるときは、保有個人情報（青梅市個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）のうち必要と認めるものを警察等に提供することができる。</p>	

<p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>（青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際、この条例による改正前の青梅市特定個人情報の保護に関する青梅市個人情報保護条例の特例に関する条例（以下「旧</p>		
--	--	--

条例」という。)第12条の規定により、現にされている保有特定個人情報の開示等請求は、この条例の規定による保有特定個人情報の開示等請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第17条に規定する行政不服審査法の規定による審査請求は、この条例に規定する同法の規定による審査請求とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
(費用負担)

5 平成31年3月31日までに行われた開示請求にかかる費用負担については、旧条例第15条の規定を適用する。